本学大学院東アジア文化研究科における博士の学位及び課程修了の取り消しについて

2026 年 11 月 25 日
関西大学

1　対象

学位の種類　　博士（文化交渉学）
学位授与　　2020 年 3 月 31 日

2　経緯

2025 年 10 月、本学が学位授与を行った学位論文について、盗用等の疑いがある旨の告発があり、「研究活動における不正行為に関する取扱規程」に基づき、本学において調査を行った結果、不正行為を認定した。

これを受け、「関西大学学位規程」に基づき、東アジア文化研究科委員会において審議の結果、博士の学位及び課程修了の取り消しを決定した。

3　不正行為の内容

「本学東アジア文化研究科博士課程後期課程修了生による研究活動における不正行為について」（別添）のとおり。

4　博士の学位及び課程修了の取り消し並びに学位記の返付

東アジア文化研究科委員会において、「関西大学学位規程」第 40 条第 1 項第 1 号に該当すると判断し、博士の学位及び課程修了の取り消し並びに学位記の返付を求めることを決定した。

5　今後の対応について

本件を厳粛に受け止め、研究倫理の一層の徹底を図るとともに、事案の要因分析を踏まえた検証を行い、再発防止策を講じる。

以上

【関西大学学位規程（抜粋）】
(学位の取消し)
第 40 条　本大学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会、専門職学位については研究科教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学士、修士、博士又は専門職学位の学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。
（1）　不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
（2）　栄誉を汚辱する行為があったとき。